

前回の第 30 回旧 RD 最終処分場問題連絡協議会にて、『モニタリング結果における H26-S2(2)の井戸の電気伝導度が下がらないのは、処分場の影響か。または、それ以外の北尾団地周辺の影響によるものか』との質問に対する参考資料です。

① 北尾団地自治会世帯数推移(栗東市統計書より 各年度 10 月 1 日現在)

年度	令和 元 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度		平成 21 年度		平成 16 年度
工事 内容							2次 対策 工事 着手					
世帯数	118	111	107	109	101	94	83	77		65		40

※ 昭和 40 年初めにできた団地

② 北尾団地での開発、建築行為について

- ・本市は、昭和 45 年 7 月 15 日に「市街化区域」と「市街化調整区域」に区域区分を行った。
- ・平成 12 年に都市計画法が改正され、市街化調整区域の許可基準が新たに追加された。
(法第 34 条第 8 号の 3)
- ・平成 16 年 3 月 30 日に『滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例』
(H15.4.1 施行)により、北尾・北の山区域として区域指定された。
- ・**区域指定されたことにより、開発・建築行為が可能となった。**

団地内私道(民間業者)→RD→栗東市(H15 寄付)→道路、水道、下水道整備(H16～19 年度完了)

1. 区域指定の趣旨

市では、近年の既存集落を取り巻く現状として、少子高齢社会が本格的に到来する中で、今後集落の活力が衰退し、空洞化を招き、地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されることから、既存集落の空洞化防止、地域コミュニティの維持を目的として、区域を指定するもの。

2. 現在の区域指定箇所・・・別紙地図

11 号指定は、栗東市内 10 地区

※現在、都市計画法第 34 条第 8 号の 3 は、法第 34 条第 11 号に改正され、区域指定について権限移譲により「栗東市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」となっている。(平成 21 年～)

3. 建築物の用途等

- ・自己の居住の用に供する一戸建て住宅(自己用住宅)
(分譲・建売・賃貸は不可。申請者自身の居住する住宅に限る。)
- ・事務所、日用品物販店舗、理髪店等を兼用する自己用住宅
(ただし、延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ兼用する用途部分の床面積が 50 平方メートル以内であるものに限る。)
- ・敷地の規模(500 平方メートル以内)
- ・建ぺい率:70% 容積率:200%
- ・既設住宅の売買は制限されていない。